

平成29年6月2日

嬉野市議会

議長 田口 好秋 様

産業建設常任委員会報告書

産業建設常任委員会

委員長 大島恒典

平成29年3月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会
会議規則第107条の規定により報告する。

付託事件名

環境問題について

調査理由

市民が生活していくうえで安全で安心のできる水道水の安定的な確保は最も
重要な課題である。今回水質の汚濁を防止し正常な水を確保するためにその水
源を保護する条例を策定されている長崎県の西海市の視察を行った。

調査の概要

日時 平成29年4月17日

場所 西海市役所本館委員会室

西海市水道水源保護への取り組み

西海市は中山間地域にあり、その地形条件のため多くの集落が点在し、それに
伴い小規模な浄水場が点在している状況である。このため、水源及び今後利用
の可能性が考えられる計画水源についても市内全域に存在している状況である。
限りある水資源を守っていくため「西海市水道水源保護条例」を設置している。

水道水源保護条例

1. 概要

水道水源保護を図るため、保護区域を設定し水源汚染の可能性が考えられる開発行為などを実施する際、水道水源保護審議会を経たうえでなければ実施できないものとしている。

2. 沿革

西海市が誕生した平成17年4月1日以前の水源保護の状況は下記のとおりである。

～水道水源保護条例の設置の有無～

旧西彼町	策定済み（平成8年）
旧西海町	策定済み（平成11年）
旧大瀬戸町	策定済み（平成3年）
旧大島町	未策定
旧崎戸町	未策定

合併協議会での審議の結果、必要な条例であると判断され、大島町、崎戸町も含めた西海市全域における「水道水源保護条例」を設置した。

3. 内容

別紙「西海市水道水源保護条例」及び「西海市水道水源保護条例施行規則」参照

4. 運用

開発行為が計画された場合、各担当課へ許認可等の申請がなされるが、その際、関連部署すべてにおいて、内容等の確認が行われる。水源汚染の可能性があれば更に詳細な聞き取り、必要に応じて保護審議会を開催することになる。

平成29年4月17日現在、審議会開催実績はない。

委員会の意見

西海市は平成 17 年に西彼、西海、大島、崎戸、大瀬戸の 5 町が合併し誕生した。水道事業については、合併前の施設を引き継ぎ、上水道事業 2 箇所、簡易水道事業 16 箇所、飲料水供給施設 8 箇所、工業用水道事業 1 箇所により運営されていたが、合併時に離島の 3 施設を除き、簡易水道 13 箇所、飲料水供給施設 8 箇所を上水道事業に統合されて現在運営されている。

今回の目的であった水道水源保護条例については、合併以前に 3 町で策定されており、合併後も必要な条例であるとの認識から引き続き条例が制定された。条例の中身としては、主に水道水源の水質を守るために汚染や汚濁を招く恐れのある事業に対し規制をかけるものであるが、現在までに対象となる案件がなく、水道水源保護審議会は開催されていないとのことであった。

嬉野市においても平成 27 年に業者との交渉により、かねてより心配されていた水源上流地域にあった産業廃棄物処理施設の問題は解決されたが、以前にも水源地上流付近にはゴルフ場の計画もあった時期もある。

水資源の保全は、今を生きる我々が後世に引き継いでいかなければならない課題と考える。西海市の条例は水質の汚濁や汚染を規制するものであるが、それに加え森林の乱開発や近年では大量な取水による水源の枯渇に対する問題も懸念されており、水源の保護に関する条例を県とも協議のうえで速やかに制定すべきと考える。